

清川村と積水ハウス株式会社との連携と協力に関する包括協定書

清川村（以下「甲」という。）と積水ハウス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、清川村内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、村民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地方創生に関すること
- (2) 少子化対策・子育て支援に関すること
- (3) 高齢者・障害者支援に関すること
- (4) 住宅・居住環境整備に関すること
- (5) まち（むら）づくりに関すること
- (6) シティプロモーションに関すること
- (7) 災害対策に関すること
- (8) その他、村民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は隨時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月11日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 大矢明夫

乙 神奈川県厚木市中町4-4-13 浅岡ビル4階
積水ハウス 株式会社 神奈川シャーメゾン支店

支店長 石井 真樹



清川村